

第1回「山の日」記念全国大会実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、第1回「山の日」記念全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、第1回となる国民の祝日「山の日」の記念全国大会（以下「大会」という。）を長野県松本市上高地等で開催し、「山の日」の意義への理解を深め、広く浸透を図り、貴重な山岳環境を次世代へ引き継ぐとともに、歴史や文化、環境、教育、観光、健康、山岳遭難、自然災害等、山に係る様々な課題の解決につながる契機とするため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催に関すること。
- (2) 大会に関する関係機関、団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 大会に関する広報活動に関すること。
- (4) 「山の日」の制定を通じた「山」に関わる施策の展開に関すること。
- (5) 前4号に掲げるものの他、実行委員会が必要と認めること。

(構成及び任期)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(役員)

第5条 実行委員会に、会長、副会長、監事を置く。

- 2 会長は松本市長をもってこれに充て、副会長は全国「山の日」協議会副会長、長野県副知事、松本市副市長、上高地町会長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 監事は、委員のなかから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(名誉顧問等)

第7条 実行委員会に、名誉顧問、顧問及び名誉会長を、それぞれ若干名置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問及び名誉会長は、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。
- 3 名誉顧問、顧問及び名誉会長の任期は第4条2項の規定を準用する。

(運営委員)

- 第8条 会長は、具体的な事業及び予算の円滑な執行にあたらせるため、運営委員を置くことができる。
- 2 運営委員は、実行委員会を構成する委員の所属する団体又は行政機関の職員であって、現地での速やかな対応が可能な者の中から会長が委嘱し、任期は第4条2項の規定を準用する。
 - 3 運営委員長は、運営委員のなかから会長が指名する。

(会議)

- 第9条 会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

- 第10条 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 総会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
 - 3 総会は、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 収支予算及び決算に関すること。
 - (4) その他委員会が必要と認めること。
 - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
 - 5 やむを得ない理由のため、実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委員の指定した者を代理人として、表決を委任することができる。この場合、同条第2項及び第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要する場合は、総会で決議すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告しなければならない。

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は運営委員長が招集し、議長となる。
- 2 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 総会において決議した事項の執行に関すること。

(2) その他、総会において必要と認められた事項に関すること。

3 運営委員会には、第10条第2項及び第4項から第5項までの規定を準用する。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、松本市商工観光部山の日記念大会推進室に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、実行委員会が設立した日から平成28年12月31日までとする。ただし、実行委員会が解散した場合は、総会の承認をもって会計を閉じるものとする。

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の決議を経て解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会で協議し処理する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年1月8日から施行する。